（一定の業務高度化等会社）

第六条の三　法第四条の四第三項、第四項及び第六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一　専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二　特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であって、当該信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該信用協同組合連合会の行う事業に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七　成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（法第四条の四第一項第七号から第十号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（信用協同組合等による信用協同組合等グループの経営管理の内容等）

第六条の四　法第四条の二の二第二項第一号又は第四条の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　信用協同組合等グループ（法第四条の二の二第一項に規定する信用協同組合グループ又は法第四条の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第四条の二の二第二項第三号又は第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、信用協同組合等における当該信用協同組合等グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

［条を加える。］

（信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営管理の内容等）

第六条の三　法第四条の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　信用協同組合連合会グループ（法第四条の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用協同組合連合会における当該信用協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。